

旧優生保護法訴訟判決に関する声明

令和6年1月26日
旧優生保護法大阪訴訟弁護団

本日、大阪高等裁判所第4民事部により、旧優生保護法に基づいてなされた優生手術等に対する国家賠償請求訴訟の控訴審判決（以下「本判決」という。）が言い渡された。

「主文 原判決を次のとおり変更する。」

阪本裁判長はそう静かに判決の読み上げを始めた。

判決は、原判決を全面的に改め、1審原告らの請求を認めた。

本判決は令和4年2月22日の大阪高裁判決を概ね踏襲しつつも、主として提訴の困難性について優生手術の被害者を取り巻いていた社会的な境遇や当事者の個別具体的な事情をつぶさに検討し、除斥期間の適用を制限した画期的かつ字義通り血の通った判断であり、司法府の役割をまさに全うしたものと言える。

判決理由からは、国の不合理な主張を一蹴し、原判決の問題点にも目を向け、令和4年2月22日の大阪高裁判決の判断を深化させようとした姿勢が見える。

総じて、司法府として「一歩前へ出た」適切な判断を示したものであり弁護団として高く評価するとともに一刻も早い被害の救済と全面的な解決を願ってやまない。

大阪弁護団としては、今後もすべての被害者が救済されるまで、不断の努力を続ける所存であり、すべての被害者らとともに全力で闘うことを、改めてここに表明する次第である。

以 上